# オプショナルツアーのご案内

## 開催日:2月1日(日)

《表記例:貸切バス=== 徒歩・・・・・》

# A: 寺泊と弥彦神社のコース 【定員 27 名(最少催行人員 15 名、添乗員は同行いたしません。)】

参加料金: おひとり様 13,000 円(税込) 【申込期限】2025 年 12 月 25 日(木) 17:30 まで※取消料については下記ご参照ください。

寺泊港や出雲崎港で上がった鮮魚を売る店が並び、通称「魚のアメ横」とよばれる寺泊魚の市場通りと県内屈指のパワースポットである弥彦神社にご案内します。

アートホテル新潟駅前 === 弥彦神社(観光・自由散策) === 美味探究の宿住吉屋(昼食)=== 10:00 発 11:00 着~12:00 発 12:30 着~14:00 発

寺泊魚の市場通り(自由散策) === 新潟駅 14:10 着~15:00 発 16:30 着

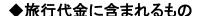
## 【弥彦神社】

霊峰・弥彦山の麓に鎮座する越後一宮で、古くから「おやひこさま」の敬称で、広く人々の信仰を集めています。天照大御神の御曾孫の天香山命を祀り、時の朝廷や幕府からも手厚い庇護を受けてきました。



# 【寺泊魚の市場通り】

新鮮な日本海の幸と旬な味がズラリと並ぶ魚の市場通り。イキの良さと安さに 定評があり、品揃えの豊富さは港町ならでは!魚やイカの浜焼きをほおばり ながら汐風にふかれ、日本海を満喫して下さい。



- •昼食代金
- ・貸切バス代(有料道路代、駐車場代含む)

### ◆旅行代金に含まれないもの

- ・ご自宅から出発地までの交通費、解散場所からご自宅までの交通費
- 昼食時の飲物代

# ◆オプショナルツアーへのお申込みに関してのご案内

オプショナルツアーの参加人数には限りがございますので、ご希望に添えない場合もございます。 ご希望に添えない場合や調整が必要な場合は、弊社担当者よりご連絡いたします。 催行・不催行のご連絡は、締切後ご連絡させていただきます。

オプショナルツアーは(株)JTB長岡支店との募集型企画旅行契約となります。

当日の天候・交通状況により時間が前後する場合がございますので、乗り継ぎにてお帰りになられる場合は、お時間に余裕をもってご計画していただくよう、お願いいたします。

## 【お申込み・お問い合せ先】

# 株式会社 JTB 長岡支店

営業課 綿引雄太

 $\begin{array}{ll} \text{TEL} : & 0258 \text{--} 35 \text{--} 3315 \\ \text{FAX} : & 0258 \text{--} 37 \text{--} 0700 \end{array}$ 

住所:新潟県長岡市東坂之上町2-1-1 ファース長岡ビル

11 階

営業時間:月~金曜日 9:30~17:30 (土曜・日曜・祝祭日は休業)

総合旅行業務取扱管理者:伊藤英希

# 【旅行企画・実施】

# 株式会社 JTB 長岡支店

観光庁長官登録旅行業第 64 号 (一社) 日本旅行業協会正会員住所: 新潟県長岡市東坂之上町 2-1-1 ファース長岡ビル 11 階





旅行業公正取引協議会会員

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。ご旅行の契約に不明な点がございましたら、 遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にお問い合わせください。

# **<旅行条件(要約)>** 必ずお読みください

◆お申込の際には必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、必ず内容をご確認の上お申込ください。

#### ● 募集型企画旅行契約

この旅行は株式会社 JTB 長岡支店 (新潟県長岡市東坂之上町 2 - 1 - 1 ファース長岡ビル 11 階 観光庁長官登録旅行業第 64 号。以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しするご旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社 旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。当社約款をご希望の方は当社にご請求ください。

#### 旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、お申し込みください。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (3) 申込金:旅行代金全額

#### 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前(もしくは当社が指定する期日までに)にお支払ください。また、お客様 が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いただくことがあります。 の場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

#### 取消料 (日帰り旅行用)

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、下記に記載されている金額を取消料として申し受けます。

| 契約解除の日                   |                              | 取消料(お一人様)  |
|--------------------------|------------------------------|------------|
| 旅行開始日の前日から<br>起算してさかのぼって | 1. 11 日目にあたる日以前の解除           | 無料         |
|                          | 2. 10 日目にあたる日以降の解除 (3~6 を除く) | 旅行代金の 20%  |
|                          | 3.7目目にあたる日以降の解除(4~6を除く)      | 旅行代金の 30%  |
|                          | 4. 旅行開始日の前日の解除               | 旅行代金の 40%  |
|                          | 5. 当日の解除 (6 を除く)             | 旅行代金の 50%  |
|                          | 6. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加          | 旅行代金の 100% |

#### 旅行代金に含まれるもの

- (1) 各旅行日程およびご案内に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消 費税等諸税
- (2) 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付け。
- (3) パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨表示したもの。
- これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

#### ● 旅行代金に含まれないもの

上記「旅行代金に含まれるもの」以外のものは含まれませんが、その一部を以下に例示します。

- (1) 超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)。
- (2) 空港施設使用料等 (パンフレット等に明示した場合を除きます)。
- (3) クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。 (4) ご希望者のみ参加されるオプショナル・ツアー (別途料金の小旅行) の料金。
- (5) 運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)。
- (6) 自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

### 特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集 型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、 補償金又は見舞金を支払います。

- · 死亡補償金:1,500 万円
- · 入院見舞金: 2~20 万円
- ・通院見舞金:1~5万円
- ・携行品損害補償金: お客様 1 名につき~15 万円(但し、補償対象品 1 個又は 1 対あたり 10 万円を限度とします。)

## 「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと

- コエルにアットレン・アル 「云正レンルー「云貝」といいます。)より「云貝の者名なくしくが打れ金や取用科寺の文仏いを受ける」とと (以下「通信契約」といいます。)を条件にお申込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。 (1)通信契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。また申込時には「会員番号でカード有効期限」等を通知して頂きます。
- (2) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料 を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

### 国内旅行保険への加入について

旅行先において、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に 加入することをお勧めします。詳細については、お問合せください。

# ● 事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込個所にご通知くだ (もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。) さい

# 個人情報の取扱について

- (1) 当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お 客様がお申込みいただいた旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時 の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みい ただいたパンフレット及び最終旅程表に記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、官公署、土産品に対し、お申込み時にいただいた個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。 (2) 当社及び販売店は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、
- お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情 報を当社及び販売店に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (3) その他、個人情報の取扱いについては、ご旅行条件書(全文)の「個人情報の取扱い」をご参照ください。なお、当社の個人情報に関するお問 い合せ窓口は次の部署となります。

株式会社 JTB お客様相談室 〒140-8602 東京都品川区東品川 2-3-11

https://www.jtb.co.jp/form/inquiry/wmform.asp

#### 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は 2025 年 10 月 21 日を基準としています。又、旅行代金は 2025 年 09 月 04 日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。